報告第6号 専決処分の報告について(小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

《改正の趣旨》

令和5年度税制改正に基づく改正を行うもの。

(主要なもの)

軽自動車税関係

・環境負荷の少ない軽自動車の種別割軽減措置(グリーン化特例)の延長 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車の種別割の軽減措置について、これらの性能に応じて2~3年間延長する もの。

市民税関係

・森林環境税導入に伴う規定の整備 令和6年度より個人住民税均等割の仕組みを用いて、1人年間1,000円を国税として市町村が賦課徴収する「森林環境税」が始まるのに 伴い、所要の改正を行うもの。

固定資産税関係

・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施したマンションに係る、翌年度の 固定資産税について、3分の1を減額する措置を講じるもの。

小松島市市税賦課徵収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	
第34条の9 (略)	第34条の9 (略)	
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から	
控除することができなかった金額があるときは、当該控除する	控除することができなかった金額があるときは、当該控除する	
ことができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6	ことができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6	
までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除	までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除	
することができなかった金額を還付し、又は	することができなかった金額を還付し、又は <u>当該控除すること</u>	追加
	ができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する	
当該納税義務者の同項の確定申告書に	<u>還付をすべき金額により</u> 当該納税義務者 <u>の前項の</u> 確定申告書に	改正
係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税 <u>若しくは</u>	係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税 <u>,個人の</u>	改正
市民税に充当し , 若しく	市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しく	
は当該納税義務者の未納に係る徴収金 <u>に充当する</u>	は当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し,若しくは納入	改正
	<u>する</u> 。	
3 (略)	3 (略)	
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	
第36条の3の2 (略)	第36条の3の2 (略)	
	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支	追加
	払者を経由して提出する場合において, 当該申告書に記載すべ	
	き事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出	

- 2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 3 <u>前2項</u> の場合において、これらの規定による申告書が その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、そ の申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみな す。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際 に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用す

した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書が その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、そ の申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみな す。
- <u>5</u> 給与所得者は,第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際 に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用す

改正

改正

改正

る令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で 定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支 払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53 条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収方法)

第38条 個人の市民税の徴収については,第44条,第47条の2第1 項,第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法に よる場合を除くほか,普通徴収の方法による。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額 は、当該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によっ る令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で 定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支 払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53 条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収<u>方法等</u>)

第38条 個人の市民税の徴収については,第44条,第47条の2第1 項,第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法に よる場合を除くほか,普通徴収の方法による。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収 する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額 は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環 境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 改正

改正

改正

追加

改正 改正 て徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条 第1項又は第47条の6第1項の規定<u>によって</u>徴収する場合にあっては特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日に おいて給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特 別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認め られる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に 係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴

収の方法によって徴収する。

(1) • (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 給与所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外 の所得に係る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>に</u> よって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額に加算して特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36 条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普 _徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には , 当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1) • (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に 給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外 の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法に より 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36 条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普 改正

改正改正

改正

改正追加

改正

改正改正

通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなっ

通徴収の方法<u>により</u> 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなっ

改正

改正改正

改正

改正

改正

た日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の 規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給 与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方 法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した 金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたと きは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとす る。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特 別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認め るときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

た日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の 規定により特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されるべき前年中の給 与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方 法<u>により</u> 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した 金額)を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されたい旨の申出をしたと きは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収するものとす る。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特 別徴収の方法<u>により</u> 徴収することが困難であると市長が認め るときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

改正

改正改正

改正改正

改正

改正

改正

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式

______又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>,特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は,特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>,そのそれぞれの納期において,その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>,直ちに普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る 特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について,既に特別 徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が 当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超え る場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含 む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは,当

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しく <u>は第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大 臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には , 特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は, 特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には , そのそれぞれの納期において, その日以後に到来する同項の納期がない場合には , 直ちに普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る 特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について,既に特別 徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が 当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超え る場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含 む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは,当

追加

改正

改改改改改改正正正正

改正

該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって 当該納税者の未納に係る徴収金に 充当する
(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収

該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には ,当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には

一,公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収

改正

改正

改正

改正追加

の方法によって徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該 年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととな ると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税 のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係 る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係 る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該 年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来す るものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別

の方法により徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することとした場合には当該 年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととな ると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税 のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係 る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係 る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該 年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来す るものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別

改正

改正

改正

改正改正

改正 改正 改正 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について,既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額以及は年金所得に係る仮特別徴収税額以は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは,当該過納又は誤納に係る税額は,法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第 9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、 同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそ れぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納 付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金 又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったも のとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u> 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について,既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額以は年金所得に係る仮特別徴収税額以は年金所得に係る仮特別徴収税額以は年金所得に係る仮特別徴収税額以は年金所得に係る仮特別徴収税額以より当該場別でよる表別であるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8 第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第 9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、 同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそ れぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納 付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金 又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったも のとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又 改正

改正

改正

追加

_____による納付書により納付しなければならない。

$2\sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式

_____による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- __による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、

<u>は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。

$2\sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

追加

6~16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2</u>様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に法第321条の8第1項、

追加

第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を 有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メ ートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されている車 室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

を除く。)

で,総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0. 25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

改正追加

(2) · (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下 この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たば この品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において 「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ 税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要 な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長 に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様 による納付書によって納付しなけ ればならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3 項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に 係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、 (2) • (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下 この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たば この品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において 「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に あっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ 税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要 な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長 に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様 式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなけ ればならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3 項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様 式による書類を添付しなければならない。

追加

 $2\sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に 係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、

その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日 から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パー セント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日 から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して ,施行規則第34号の2の5様式 による納 付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第 484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税 額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しな ければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税 に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2 第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日 から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パー セント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日 から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して. 施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納 | 追加 付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばご税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第 484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税 額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5 様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しな ければならない。

追加

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税 に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2 第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>,第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り,第61条第8項 中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは,「若 しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から 第15条の3の2まで,第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15</u> 項に規定する市町村の条例で定める割合は,2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2 分の1とする。

に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り,第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは,「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14</u> 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2 分の1とする。

改正

改正

改正

改正

- 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第1号二</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は,4分の3とする。

- 5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は**2**分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は**2**分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

-/----

改正

- 16 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 26 (略)

16 法 <u>附則第15条第25項第2号ハ</u> に規定する設備について同	月号に 改正
規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
17 法 <u>附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する設備について同	引号に 改正
規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
18 法 <u>附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する設備について同	月号に 改正
規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
19 法 <u>附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備について同]号に 改正
規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
20 法 <u>附則第15条第28項</u> に規定する市町村の条例で定める割	割合 改正
は、3分の2とする。	
21 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する市町村の条例で定める割	割合 改正
は、2分の1とする。	
22 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割	割合 改正
は、3分の2とする。	
23 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割	割合 改正
は、3分の2とする。	

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合

改正

改正

10 光明明第15条第95百等9月以上担党士を制備について同見に

26

(略)

は、3分の1とする。

は、4分の3とする。

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は, 0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~11 (略)

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める 割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~11 (略)

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る 区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては,住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在,家屋番号,種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

追加

削る

追加

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について,同項の 規定の適用を受けようとする者は,当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修が完了した日から3月以内に,次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る 補助金確定通知書の写し,建築物の耐震改修の促進に関する法 律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定によ る報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項 に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提 出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎と なった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において 準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のも のに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上 の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日まで の間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行わ れたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税 の環境性能割を課さない。 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について,同項の規定の適用を受けようとする者は,当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に,次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し,建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎と なった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

<u>14</u> (略)

女正

改正

改正

改正

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81 条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用について は、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これ らの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。(略)

改正

改正

改正

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

______の軽自動車税の種別割に限り,次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン 軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定 の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令 和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	<u>2,000</u> 円
第2号ア(ウ)乗用の	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
₹ <i>0</i>	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)貨物用	<u>3,800円</u>	1,900円
のもの	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

削る

改正

改正

のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動 車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	<u>3,000円</u>
第2号ア(ウ)乗用の	6,900円	5,200円
もの	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)貨物用	3,800円	2,900円
のもの	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- <u>6</u> 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動 車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用に

削る

ついては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上のガソリン</u> 軽自動車

(営業用の乗用のものに限

る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽 自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別 割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年</u>度分 の軽自動車 税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン 軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用 のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については<u>、当該</u> ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条</u> 第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項に <u>おいて「ガソリン軽自動車」という。</u>)(営業用の乗用のものに限 る。)に対する第82条の規定の適用については

削る

改正

改正

改正

改正

4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン 軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用 のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については 改正

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日か ら<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句 とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じ て計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り,所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の 種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じ て計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り,所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す

改正 改正 改正

改正

改正

る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に 規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項 に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合 において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条 の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当 するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) · (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に 規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項 に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合 において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条 の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当 するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の 影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令 和2年法律第25号

削る

一)第5条第4項に規定する指定行事のうち,市長が 指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生 じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻し を請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する 指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした 日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払 戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支 出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。